

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（16 経教規程第 2 5 号）の一部を下記のとおり改正する。

現 行	改 正																																																																																					
<p>国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日 16 経教 規程第 2 5 号</p> <p>第 1 条～第 5 条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>教授及び助教</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、2 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>工学部情報コミュニケーション工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野</td> <td>助教授</td> <td>5 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学教育部</td> <td>助手</td> <td>5 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>農学教育部及び農学部</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙様式 省 略</p>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3 年	再任可。ただし、2 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項	機械システム工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	生物システム応用科学教育部	助手	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項	農学教育部及び農学部	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	総合情報メディアセンター	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	<p>第 1 条～第 5 条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>教授及び助教</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、2 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>工学部情報コミュニケーション工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野</td> <td>助教授</td> <td>5 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>機械システム工学科の全講座</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学教育部</td> <td>助手</td> <td>5 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>農学教育部及び農学部</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>助手</td> <td>3 年</td> <td>再任可。ただし、1 回限りとする。</td> <td>法第 5 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td><u>工学教育部機械システム工学専攻 機械材料学分野</u></td> <td><u>助教授</u></td> <td><u>5 年</u></td> <td><u>再任不可</u></td> <td><u>法第 5 条第 1 項</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙様式 省 略（現行どおり）</p>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3 年	再任可。ただし、2 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項	機械システム工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	生物システム応用科学教育部	助手	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項	農学教育部及び農学部	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	総合情報メディアセンター	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項	<u>工学教育部機械システム工学専攻 機械材料学分野</u>	<u>助教授</u>	<u>5 年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第 5 条第 1 項</u>
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																																		
産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3 年	再任可。ただし、2 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項																																																																																		
機械システム工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
生物システム応用科学教育部	助手	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項																																																																																		
農学教育部及び農学部	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
総合情報メディアセンター	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																																		
産官学連携・知的財産センター	教授及び助教	3 年	再任可。ただし、2 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
工学部情報コミュニケーション工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
機械システム工学科 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 設計生産システム講座 生産システム工学分野	助教授	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項																																																																																		
機械システム工学科の全講座	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
生物システム応用科学教育部	助手	5 年	再任不可	法第 5 条第 1 項																																																																																		
農学教育部及び農学部	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
総合情報メディアセンター	助手	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	法第 5 条第 1 項																																																																																		
<u>工学教育部機械システム工学専攻 機械材料学分野</u>	<u>助教授</u>	<u>5 年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第 5 条第 1 項</u>																																																																																		

附 則（17 経教規程第 3 8 号）

この規程は、平成 17 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者について適用する。